

# 経済建設文教常任委員会会議録

## 経済建設文教常任委員会会議録

【開会】	2
【議案第4号】 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）	2
【議案第5号】 令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）	3
【議案第17号】 矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について	4
【議案第18号】 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について	5
【議案第20号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	7
【請願第3号】 県道から成田への市道路肩決壊の根本対策に関する請願	8
【委員長報告】	9
【閉会】	9

### 1 日 時

令和4年9月7日（水）午前9時58分～午前11時37分

### 2 場 所

議場

### 3 出席委員（7名）

委員長 中里 理香

副委員長 石塚 政行

委 員 神谷 靖、櫻井 恵二、伊藤 幹夫、関 由紀夫、今井 勝巳

### 4 欠席委員

なし

### 5 説明員（16名）

#### (1) 建設課（4人）

①建設課長 柳田 豊  
②建設担当 藤田 範行  
③維持担当 増淵 修一  
④管理住宅担当 田代 和子

#### (2) 教育総務課（3人）

①教育総務課長 細川 智弘  
②管理担当 手塚 宏子  
③学校教育担当 前野 秀明

#### (3) 国体・スポーツ局（2人）

①国体・スポーツ局長 山口 武  
②国体推進担当 大澤 英勝

#### (4) 上下水道事務所（1人）

①上下水道事務所長 印南 実

#### (5) 水道課（3人）

①水道課長 宮本 典子  
②業務担当 山下 征子

③工務担当 渡邊 訓之  
(6) 下水道課 (3人)  
①下水道課長 江連 康一  
②業務管理担当 高塩 康幸

③施設担当 山崎 正嗣

## 6 担当書記

粕谷 嘉彦

## 7 付議事件

【議案第4号】令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第5号】令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）

【議案第17号】矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

【議案第18号】矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

【議案第20号】矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

【請願第3号】県道から成田への市道路肩決壊の根本対策に関する請願

## 【開会前発言】

---

委員長（中里理香） 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、関連する所属課の職員のみ出席としている。

議案ごとに説明員の入れ替えを行うため、御了承いただきたい。（9：57）

## 【開会】

---

○委員長 ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。（9：58）

お諮りする。この際、議事に入る前に直ちに別紙日程により現地調査を行いたいと思うが、御異議ないか。

（異議なし）

○委員長 御異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩とする。（9：59）

（現地調査）

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。（10：54）

これより議事に入る。この委員会に付託されました案件は、議案第4号、議案第5号、議案第17号、議案第18号、議案第20号及び請願第3号の6件である。なお、説明にあたり執行部には簡潔な御説明をお願いします。

## 【議案第4号】 令和4年度矢板市水道事業会計補正予算（第1号）

---

○委員長 初めに、議案第4号を議題とします。提案者の説明を求める。

○水道課長（宮本典子） 今回の補正予算の主な内容は、年度当初の人事異動に伴う、人件費の整理によるもの。

(「令和4年度矢板市補正予算書」15～16ページにより説明)

(「令和4年度予算に関する説明書」58～63ページにより説明)

○委員長 これより議案第4号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

#### **【議案第5号】 令和4年度矢板市下水道事業会計補正予算（第1号）**

○委員長 次に、議案第5号を議題とします。提案者の説明を求めます。

○下水道課長（江連康一） 今回の補正予算は、職員の人事異動に伴う給与等を人件費の増額によるもの。

(「令和4年度矢板市補正予算書」17ページにより説明)

(「令和4年度予算に関する説明書」66～71ページにより説明)

○委員長 これより議案第5号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 これより採決を行う。議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

○委員長 説明員の入替を行うので暫時休憩する。 (11:00)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11:03)

**【議案第17号】 矢板市立学校の設置に関する条例及び矢板市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正について**

○委員長 次に、議案第17号を議題とする。提案者の説明を求める。

○教育総務課長 (細川智弘)

(「議案書」39ページを朗読し、40～43ページの詳細について説明)

今回の条例改正について、川崎小学校及び泉中学校閉校による矢板市立学校給食共同調理場の統合及び配送校の変更に伴うものである。

○委員長 これより議案第17号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○神谷委員 今まで学校の最寄りの給食センターが調理を担っていたが、今回、川崎小と泉中が廃止に伴って入れ替えが行われて、特に片岡中が北学校給食共同調理場は、距離が結構離れてしまうと思うが、給食が冷めないような配慮などはされているのかということを確認したいと思う。

○教育総務課長 食缶は保温性のあるものを使っているが、今までの状況ですと、片岡中学校については、片岡小学校にある給食調理場から運んでいるが、乙畑小学校経由で、片岡中学校に運んでいた。今回は、矢板中学校にある矢板北の調理場から

片岡中学校に運ぶということであり、時間的には、改正後のほうが短縮で運べると  
いうふうになる。

○神谷委員 分かった。

○伊藤委員 調理場はいくつから、いくつになるわけですか。

○教育総務課長 現在、調理場は四つであり、来年度も四つで同じである。

○伊藤委員 調理場の数は変わらないが調理する数量が変わってくるとなると、バラ  
ンスは保たれるのか。四つの調理場の作る量は変わってくるのか。

○教育総務課長 数は当然変わるが、7月4日にこの学校給食共同調理場運営委員会  
があり、学校の校長及びPTAの代表の方などが入っている委員会である。そこで  
協議済みであり、了承は得ている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑をこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第17号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第17号は原案のとおり可決された。

### 【議案第18号】 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第18号を議題とする。

○国体・スポーツ局長（山口武） 泉中学校が令和4年度末をもって閉校になることに伴い、学校施設として運用してきた体育館及び校庭の用途を変更し、泉地区の中核体育施設として引き続き市民に開放するため、矢板市体育施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものである。

（「議案書」44 ページを朗読し、詳細を説明）

○委員長 これより議案第18号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 空調設備とか照明設備について、1年前に比べると電気代が高騰しており、20、25%上がっている。また、今後とも上がる報道もあるが、この使用料で大丈夫なのか。

○国体・スポーツ局長 こちらについては今年度の予算状況等を勘案しながら、今後の使用状況を見ながら改正すべきところは改正していきたいと考えている。

○委員長 ほかに質疑はないか。

（なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

（討論なし）

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第18号は原案のとおり決定することに異議はないか。

（異議なし）

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第18号を原案のとおり可決された。

○委員長 説明員の入替を行うので暫時休憩する。 (11 : 14)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11 : 15)

## 【議案第 20 号】 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

○委員長 次に、議案第 20 号を議題とする。

○建設課長（柳田豊）

（「議案書」62 ページを朗読し、詳細について説明）

条例改正の理由としては、本条例の上位法である道路法施行令の一部改正に伴うものである。

内容の主なものは2点ある。1点目は矢板市道路占用料の額の改定である。額については民間における地価水準や地価に対する賃料の水準の変動を勘案して算定されている。国においては、固定資産税評価額の評価替えに伴い、3年ごとに見直しをしており、今回は平成30年度の評価替えを踏まえて、占用料の額が改正されたものである。

2点目は、自動運行補助施設を新設するもの。自動運行補助施設は、自動運転車の安全な運行、道路のインフラ側から、位置の補正などによって補助する施設の車道上の設置を認めるほか、占用料の額を定めるもの。

これら改正による本市の影響額については、令和4年4月1日現在の占用物件内容で試算すると、約80万円程度の増額となる見込みである。

○委員長 これより議案第20号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 今の御説明ですと80万円の増加と、収入が増加ということか。

○建設課長 今年の収入額から80万円ほど増額の収入になるという見込みである。

○伊藤委員 電柱の数が気になるが、矢板市には全部で何本くらいか。

○建設課長 電柱の本数ですが、本柱は東日本電信電話分が997本、東電のほうは1,644本となっている。

○伊藤委員 2,500、2,600本ということか。これは要望だが、例えばこれから都市計

画の中で、コンパクトシティをもっと進めるとか、景観条例がまた発令されますけども、そんな中で地下に埋設するとか、そういったことも将来的には考えていって欲しいなど。これは要望ですのでお願いします。

○神谷委員 今回、自動運行補助施設というのが新設されるということだが、具体的にどういったものなのかというのを教えていただきたい。

○建設課長 具体的には、自動車GPSカーナビ等のセンサーが、トンネルとか山間部では機能が低下するため、それを防いで位置を特定し、安全な自動運行を支える電磁誘導線や磁気マーカーなどを、占用させることになった。

○神谷委員 これは市内には導入されるのか。

○建設課長 こちらは、事業者が占用する場合の許可を出すものなので、市から直接設置するというものではない。

○委員長 なければ議案に対する質疑を、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第20号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第20号は原案のとおり可決された。

### 【請願第3号】 県道から成田への市道路肩決壊の根本対策に関する請願

○委員長 請願文書の朗読を省略して早速審査に入る。自由討議による委員の皆様の御意見を伺いたい。意見はないか。

○委員長 暫時休憩する。 (11:22)

○委員長 休憩前に引き続き再開する。 (11:30)

○今井委員 請願文書には、水害を解決するための手法として、具体的に工法まで記載されている。ところが、当局のほうでは、もう既に水害対策が考えられているということを鑑みると、ここに記載の工法まで認めるような必要性はない。よって、これは一旦、不採択にして、当局の計画を進めて欲しい。私はそういう意見を述べさせていただく。

○委員長 ほかに意見はないか。

(意見なし)

○委員長 これより採決する。請願第3号は、不採択とすることに御異議はないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって、請願第3号は、不採択とすることに決定した。

#### 【委員長報告】

---

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

#### 【閉会】

---

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (11:37)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長